

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	斎藤川原	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人	(4) 5	(3) 3	(1) 2	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	・出作・入作が多い状況を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するため、集落内外から広域的な農地の貸借を促進する。 ・特に、担い手への農地の利用については「質的拡大」を図る。 ・また、作業受託組織も視野に入れ、作業の受委託を積極的に進める。 ・転作田には枝豆を積極的に生産しながら経営の安定を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	勝福寺	R3. 1. 7	・様式の変更	(15) 15	(13) 13	(1) 1	(1) 1	(15) 15	(10) 10	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	・土地利用型農業については鶴岡南ファーム(集落営農組織)及び中心となる経営体が農用地の受け皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 ・畑の産地である事からハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み収益の向上を図る。 ・鶴岡南ファーム(集落営農組織)の法人化を見据え新規就農者の確保など将来の後継者に繋がる活動を行う。 ・1戸1法人の設立と産直事業の展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	我老林	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(14) 13	(14) 13	(0) 0	(0) 0	(14) 13	(12) 12	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	・土地利用型農業については、中心となる経営体が農用地を集積する。 ・個人として離農並びに規模縮小農家の土地を集める。 ・畑の産地を有することから、ハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み利益の向上を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	外内島	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 3人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の属性変更 2人	(17) 15	(17) 15	(0) 0	(0) 0	(17) 15	(5) 4	(0) 0	(12) 11	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や集落営農組合へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落営農組合は法人化を目指すとともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	遠賀原	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 3人	(10) 7	(9) 6	(1) 1	(0) 0	(10) 7	(9) 6	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	・水稻を中心としながら、大豆、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・水稻は、需要先と連携し、つや姫などの特別栽培米の生産拡大を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	八ツ興屋	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(13) 12	(13) 12	(0) 0	(0) 0	(13) 12	(8) 7	(0) 0	(5) 5	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
7	伊勢横内	R3.1.7	・様式の変更	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	苗津	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 4人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(7) 4	(7) 4	(0) 0	(0) 0	(7) 4	(7) 2	(0) 0	(0) 2	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・水稻を中心としながら、大豆、野菜等との複合経営の安定化を図る。水稻は、需要先と連携し、つや姫などの特別栽培米の生産拡大を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	青龍寺	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(6) 7	(0) 0	(5) 4	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・土地利用型農業については(有)グリーンファーム、稲作生産組合が主たる農用地の受け皿組織として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 ・特産物の産地であることからハウスを利用した施設園芸や露地野菜、桜桃の生産に取り組み収益の向上を図る。 ・(有)グリーンファームを核に新規就農者の確保など将来の後継者に繋がる活動を行う。 ・直売事業の展開により6次化への取り組み強化を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	滝沢	R3.1.7	・様式の変更	(17) 17	(15) 15	(2) 2	(0) 0	(17) 17	(8) 8	(0) 0	(9) 9	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸し付け、水管理などの役割を担うほか、技術的な助言を行う。 ・中山間地という条件不利地に位置し農用地の賃貸借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落営農組織の設立を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
11	上山谷	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(9) 8	(8) 7	(1) 1	(0) 0	(9) 8	(5) 5	(0) 0	(4) 3	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸し付け、水管理などの役割を担うほか、技術的な助言を行う。 ・中山間地という条件不利地に位置し農用地の賃貸借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落での取り組みを目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	金谷	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(8) 7	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する。	・孟宗・茗荷・庄内柿の特産物と転作の枝豆の生産拡大に取り組んでおり、作業受委託や機械の共同利用を図りながら効率的農業経営を実践する。 ・個人の担い手体制としつつ、作業受委託と作業共同をすすめる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
13	谷定	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 中心経営体の追加 1人 中心経営体の属性変更 2人 	(25) 25	(24) 24	(1) 1	(0) 0	(25) 25	(14) 13	(2) 2	(9) 10	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については母狩ファーム(集落営農組織)及び地域の中心となる経営体が農用地の受け皿組織となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。 地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。 母狩ファームの法人化を見据えながら新規就農者の確保など将来の後継者に繋げる活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	寿	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 	(8) 7	(8) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 7	(5) 5	(0) 0	(3) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については集落の担い手が主たる農用地の受け皿組織として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 特産物の産地であることからハウスを利用した施設園芸や露地野菜、桜桃の生産に取り組み収益の向上を図る。 直売事業の展開により6次化への取り組み強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については集落の担い手が主たる農用地の受け皿組織として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 特産物の産地であることからハウスを利用した施設園芸や露地野菜、桜桃の生産に取り組み収益の向上を図る。 直売事業の展開により6次産業化への取り組み強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	中橋	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(5) 5	(1) 1	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については集落の担い手が主たる農用地の受け皿組織として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 特産物の産地であることからハウスを利用した施設園芸や露地野菜、桜桃の生産に取り組み収益の向上を図る。 直売事業の展開により6次産業化への取り組み強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については集落の担い手が主たる農用地の受け皿組織として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 特産物の産地であることからハウスを利用した施設園芸や露地野菜、桜桃の生産に取り組み収益の向上を図る。 直売事業の展開により6次産業化への取り組み強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	民田	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0	(15) 15	(11) 11	(1) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集落の集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	高坂	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 2人 中心経営体の削除 3人 	(19) 18	(17) 16	(2) 2	(0) 0	(19) 18	(7) 5	(0) 0	(12) 13	担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業受託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集落の集積を加速化させ、転作地に特産物である枝豆等を中心に複合経営を樹立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
18	新赤	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 	(10) 9	(9) 8	(1) 1	(0) 0	(10) 9	(5) 4	(0) 0	(5) 5	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水稲を中心としながら、転作田に枝豆、大豆、花き、おうとう等の園芸作物を作付し複合経営の安定を図る。 水稲は、需要先と連携し、コシヒカリやつや姫などの特別栽培米の生産拡大を図る。また、農地の賃借等による規模拡大で生産拡大を図っていく。 一部農家では、農産物の加工も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
19	小真木	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 3人 中心経営体の属性変更 1人 	(12) 9	(11) 8	(1) 1	(0) 0	(12) 9	(10) 7	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
20	海老島	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 2人 	(7) 6	(6) 5	(1) 1	(0) 0	(7) 6	(7) 4	(0) 0	(0) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
21	嶋	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 5人 	(6) 1	(3) 1	(3) 0	(0) 0	(6) 1	(5) 1	(1) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている。	担い手の分散錯圃を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
22	湯田川地域 (湯田川・藤沢)	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 2人 中心経営体の追加 1人 中心経営体の名義変更 1人 	(14) 13	(14) 13	(0) 0	(0) 0	(14) 13	(12) 11	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、大規模経営体をめざす。 畑地化事業によって農地の高度化を図り、だだち豆を中心とする園芸作物の定着による複合農業をめざす。 地域の中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
23	田川地域 (中里・宮野前・中組・行メ・蓮花寺・少連寺・関根・東目・坂野下・砂谷・長滝・大机)	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 1人 	(30) 31	(27) 28	(2) 2	(1) 1	(30) 31	(19) 19	(0) 0	(11) 12	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 地域一体での法人化について検討する。 基盤整備による圃場の大型化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 6次産業化を今より拡大するよう図る。 営農組合の創設を検討する。 耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
24	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 7人 ・中心経営体の削除 16人	(132) 123	(126) 117	(5) 5	(1) 1	(132) 123	(92) 88	(1) 1	(39) 34	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
25	番田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(0) 0	(5) 5	(4) 4	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・稲作を中心に、枝豆・野菜等の作付及び拡大を図り複合的経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
26	柳田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	(3) 4	(2) 2	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
27	八日町	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 1人	(3) 3	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(3) 3	(3) 2	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
28	大宝寺	R3. 1. 7	・様式の変更	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
29	道形	R3. 1. 7	・様式の変更	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付け、水管理集落オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
30	文下	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の経営面積変更予定 3人 ・中心経営体の属性変更 1人	(18) 18	(18) 18	(0) 0	(0) 0	(18) 18	(15) 13	(1) 1	(2) 4	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
31	茅原	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 2人	(7) 6	(6) 5	(1) 1	(0) 0	(7) 6	(7) 4	(0) 0	(0) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
32	新形	R3. 1. 7	・様式の変更	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
33	新斎部	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 2人	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
34	本田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 3人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(10) 7	(0) 0	(1) 4	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻+α(枝豆、野菜)の複合経営による農業 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
35	小京田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(5) 5	(5) 4	(0) 1	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
36	野中	R3.1.7	・様式の変更	(10) 10	(10) 10	(0) 0	(0) 0	(10) 10	(10) 10	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体と連携する者(兼業農家)は農地の貸付けにより水管理や集落営農オペレーター等の役割を担う。 ・新規就農者と連携し、生産技術や経営技術の習得を目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	播磨	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人	(9) 11	(8) 10	(1) 1	(0) 0	(9) 11	(8) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稻育苗の共同化や収穫作業の集積を契機として水田の賃貸借を誘導し、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・枝豆や大豆、花きなどの品目拡大・団地化継続とブロックローテーションへの取り組みにより、生産量・品質の向上と安定した複合経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
38	平田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 2人	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(17) 15	(0) 0	(1) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
39	中京田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の経営面積変更 6人	(13) 13	(12) 12	(1) 1	(0) 0	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
40	湯野沢	R3.1.7	・様式の変更	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
41	高田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人	(5) 7	(4) 4	(1) 3	(0) 0	(5) 7	(5) 7	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
42	西京田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人	(4) 6	(3) 3	(1) 3	(0) 0	(4) 6	(4) 6	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
43	平京田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 2人	(7) 6	(6) 5	(1) 1	(0) 0	(7) 6	(7) 4	(0) 0	(0) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
44	中野京田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(7) 8	(7) 7	(0) 1	(0) 0	(7) 8	(7) 7	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
45	安丹	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(9) 8	(2) 2	(0) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
46	林崎	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の経営面積変更 2人	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸し付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
47	豊田	R3.1.7	・様式の変更	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付けや法人のオペレーター等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
48	福田	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(9) 10	(1) 1	(1) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積しコストダウンを図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】										5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
49	荒井京田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人	(10) 11	(7) 8	(3) 3	(0) 0	(10) 11	(9) 9	(1) 1	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連帯する者(自給農家・兼業農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。 ・新規就農者同士が連携し、労働力調整、生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
50	覚岸寺	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人	(6) 7	(6) 6	(0) 1	(0) 0	(6) 7	(6) 7	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連帯する者(自給農家・兼業農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
51	北京田	R3. 1. 7	・様式の変更	(8) 8	(5) 5	(3) 3	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手はいるが十分ではない	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
52	豊浦地域 (水無・三瀬・由良・小波渡・堅苔沢)	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の経営面積変更 3人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 8	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
53	上郷地域 (石山・楯川原・水沢・広浜・大谷上・大谷下・中山・矢引・中沢・大荒・上京田・金山・山口・竹の浦・草井谷)	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(65) 65	(64) 64	(1) 1	(0) 0	(65) 65	(49) 49	(1) 1	(15) 15	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
54	中楯	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(17) 16	(16) 16	(1) 0	(0) 0	(17) 16	(10) 9	(0) 0	(7) 7	担い手は十分確保されている 担い手の分散錯圃を解消する	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・基盤整備未実施地域であることから、1枚当たりの圃場規模が小さいため作業効率が悪く機械の大型化に対応していない。また、U字溝からの灌水であるため 水管理に大変苦労しているため、これから後継者に経営移譲することや貸借契約による離農などを考え、どのようにして圃場条件の改善を図るか検討していきたい。 ・水稻主体の経営であり米価下落による農業収入の減少を食い止めるため、枝豆などの園芸作物などを導入した複合経営に取り組めるか検討していきたい。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
55	下小中	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 2人	(26) 24	(25) 24	(1) 0	(0) 0	(26) 24	(20) 18	(0) 0	(6) 6	担い手は十分確保されている 担い手の分散錯圃を解消する	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
56	下興屋	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 2人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(10) 9	(9) 9	(1) 0	(0) 0	(10) 9	(5) 4	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている 担い手の分散錯圃を解消する	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
57	栃屋	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(14) 14	(13) 13	(1) 1	(0) 0	(14) 14	(9) 8	(0) 0	(5) 6	担い手は十分確保されている 担い手の分散錯圃を解消する	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
58	菱津	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(18) 17	(17) 17	(1) 0	(0) 0	(18) 17	(13) 12	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
59	大山	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 3人	(27) 25	(24) 24	(3) 1	(0) 0	(27) 25	(19) 16	(0) 0	(8) 9	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
60	中柳原	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人	(6) 5	(5) 5	(1) 0	(0) 0	(6) 5	(3) 2	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
61	下柳原	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(4) 4	(3) 4	(1) 0	(0) 0	(4) 4	(3) 3	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
62	米出	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 	(14) 13	(13) 13	(1) 0	(0) 0	(14) 13	(11) 9	(0) 0	(3) 4	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
63	馬町	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 9人 中心経営体の削除 7人 中心経営体の属性変更 2人 	(31) 33	(28) 26	(3) 7	(0) 0	(31) 33	(27) 28	(0) 0	(4) 5	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 水田農業について、機械の共同化を進め、より効率的な経営を目指す。 水田農業を中心とした園芸作物との複合化により、所得の増大を図る。 新規就農者の生産技術などの習得を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
64	下川	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 17人 中心経営体の削除 36人 	(51) 32	(48) 23	(3) 9	(0) 0	(51) 32	(37) 27	(2) 0	(12) 5	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 下川地域では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の3法人を中心に、地域間分散錯圃の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
65	三ヶ村	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 6人 中心経営体の削除 49人 	(77) 34	(70) 26	(6) 8	(1) 0	(77) 34	(60) 29	(0) 0	(17) 5	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 三ヶ村地区では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地区内の4法人を中心に、地域間分散錯圃の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
66	西郷北部	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 6人 中心経営体の削除 59人 中心経営体の属性変更 1人 	(102) 49	(98) 44	(4) 5	(0) 0	(102) 49	(71) 35	(3) 1	(28) 13	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 西郷北部地域では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯圃の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
67	七窪	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 3人 中心経営体の削除 5人 	(10) 8	(10) 8	(0) 0	(0) 0	(10) 8	(4) 4	(1) 0	(5) 4	担い手がいない	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> メロン、ミニトマト等の園芸作物については個人経営体が行い、農業所得の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
68	西郷地区砂丘畑	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 西郷地区砂丘畑の農業者を対象とした人・農地プラン「西郷地区砂丘畑」を新規作成。 	(-) 211	(-) 5	(-) 3	(-) 0	(-) 211	(-) 204	(-) 7	(-) 0	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い等により、担い手に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

